

第4章 地球環境の保全

第4章では、私たちの生存基盤である恵み豊かな環境を、気候変動等によって大きく損なう可能性がある地球温暖化問題について、県民、事業者、行政それぞれによる地球温暖化防止に向けた取組についてまとめています。また、地球温暖化以外の地球環境問題にかかる国際環境協力についてもまとめています。

現状と課題

本県における二酸化炭素の排出量を部門別にみると、全国と比べて産業部門の二酸化炭素排出割合が低い反面、県民生活に直結する民生（家庭・業務）部門や運輸部門の排出割合が高い状況にあります。これまでも、環境マネジメントシステムへの取組や新エネルギーの導入など県民、事業者、行政それぞれの立場で二酸化炭素の排出抑制に向けた努力が積み重ねられていますが、これらの取組をより一層、県内全域に普及していくとともに、省エネ型製品の積極的な導入や省エネ住宅の建設など民生部門を中心としたエネルギー消費効率のさらなる向上に取り組んでいく必要があります。また、二酸化炭素の吸収・固定に向けた取組として、森林の適正管理を推進していく必要があります。

第1節 地球温暖化防止

1 地球温暖化の現況

＜温暖化・里山対策室＞

私たちが住む地球は、大気におおわれています。大気の中には微量の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスと呼ばれるものが含まれており、この温室効果ガスが地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収し、大気を暖めて地球の気温を一定に保っています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2014年（平成26年）に取りまとめた第5次評価報告書（以下、「報告書」）によると、世界平均地上気温は1880～2012年の間に0.85（0.65～1.06）℃上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温であるとしています。

また、世界平均海面水位は1901～2010年の間に19（17～21）cm上昇し、19世紀中頃以降の海面水位の上昇率は、それ以前の2千年間の平均的な上昇率よりも大きかったとしています。

報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がないと断定するとともに、人間活

動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性が極めて高い（95%以上）としています。

気象庁の観測によると、日本でも年平均気温はこの100年間で約1.0℃上昇しており、石川県においても同様の傾向が見られます。

この地球温暖化による人間社会や生態系への影響は計り知れません。

報告書では、ここ数十年の気候変動の影響として、水量や水質などの水資源への影響、陸域、淡水、海洋生物の生息域の変化、農作物への生産性の低下などが現れているとしており、将来的な影響の可能性として、洪水による都市部に

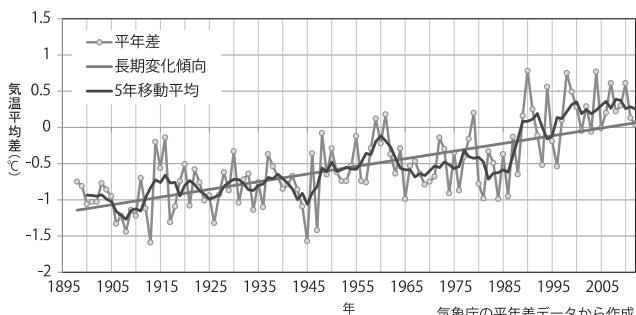


図1 日本の年平均気温の平年差の経年変化（1900～2014年）

第1節 地球温暖化防止

おける深刻な健康被害、気温上昇や干ばつ等による食料システムの崩壊など、複数の分野や地域に及ぶリスクがあげられています。

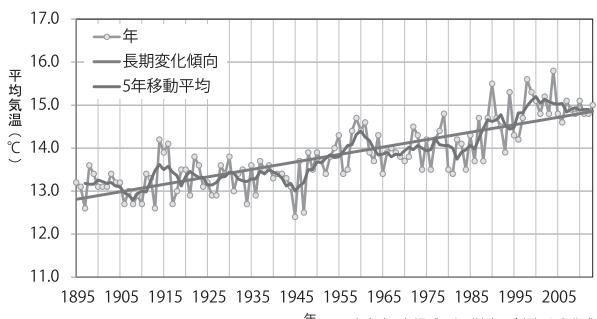


図2 金沢の年平均気温の経年変化
(1900~2014年)

2 国及び国際的な取組

＜温暖化・里山対策室＞

(1) 京都議定書

温暖化が重大な地球規模の問題だと考えられはじめた1988年に、温暖化のメカニズムや温暖化による影響、温暖化対策を研究するために、世界各国の科学者が集まり「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立されました。

また、1992年5月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）」が結ばれました。

そして、1997年12月にこの条約の第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議（COP3））が京都で開催され、「京都議定書」がまとめられました。

「京都議定書」では、「気候変動枠組条約」を批准した締約国のうち先進国（東欧を含む38ヵ国と欧州委員会）にそれぞれ目標量を示して6種の温室効果ガスの排出削減または抑制を義務づけ、達成時期を定めています。日本の削減目標値は、2008年から2012年までの第一約束期間に1990年レベルから6.0%削減と定められました。

我が国の2012年度の温室効果ガス総排出量は、前年度と比べると、2.8%の増加となっていました。基準年の1990年度と比べると、6.5%の増加となっています。また、森林吸収量と京都メカニズムクレジットの取得量を加味すると、京都議定書第一約束期間内の5カ年平均（2008

年度から2012年度）では、基準年度と比べると8.4%の減少となり、京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成しています。

(2) 平成25年度以降の地球温暖化対策について

我が国は、京都議定書第二約束期間には参加しないこととしています。また、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約の下のカンクン合意を踏まえ、平成32年度（2020年）までの削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを表明していますが、この目標は、今後、エネルギー政策や電源構成の検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定するとしたものであり、平成27年7月新たな長期エネルギー需給見通しが示されたことを受け、地球温暖化対策推進本部において2030年度までに2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減する新しい目標を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

3 石川県の取組

＜温暖化・里山対策室＞

本県の部門別二酸化炭素排出量の推計値は、表1のとおりとなっています。

県では、平成16年4月1日に「ふるさと環境条例」を施行し、そのなかで、地球温暖化防止を図るため、民生（家庭やオフィス等）、産業（製造業等）、運輸（自動車等）の各部門における二酸化炭素排出抑制のための施策及び森林による二酸化炭素吸収促進のための施策を盛り込みました。

更に、平成17年3月に策定した「石川県環境総合計画」の中で、京都議定書の目標達成のため、2001年度（平成13年度）を基準とした2010年度（平成22年度）を目標年次とする次の二酸化炭素排出削減目標を設定しました。

◎ 石川県のエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出削減目標（CO₂/年）

産業部門：-112千トン（2001年比-3.7%）

民生部門（家庭）：-188千トン（同一-11.2%）

民生部門（業務）：-187千トン（同一-12.2%）

運輸部門(自動車)：-216千トン（同一 7.8%）
削減総量：-703千トン（同一 7.8%）

(1) 県民の取組推進

① いしかわ学校版環境ISOの普及推進

<温暖化・里山対策室>

平成13年度に、児童・生徒及び教職員が容易に、かつ効果的に環境保全活動に取り組むための指針「いしかわ学校版環境ISO」を策定しました。平成14年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、ごみの減量化、二酸化炭素排出量の削減など環境保全活動に取り組む学校をいしかわ学校版環境ISO認定校として認定しています。

平成26年度は、小学校5校、中学校1校、の計6校を認定し、平成26年度末の認定校は230校となりました。

また、幼児期から環境保全に対する意識を醸成することで、いしかわ学校版環境ISOへの円

滑な移行や、地域・家庭への波及効果が期待できることから、保育所・幼稚園において、エコ保育所・幼稚園推進事業を平成20年度から実施し、平成26年度末の認定園は120園になりました。

② いしかわ地域版環境ISOの普及推進

<温暖化・里山対策室>

平成15年度に、公民館や町内会など地域全体で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ地域版環境ISO」を策定しました。

平成16年度から、この指針に基づき「環境行動計画」を作成し、実践する公民館や町内会等を認定地域として認定しています。

平成26年度は、3地域（3公民館）を認定し、平成26年度末で81地域となっています。各地域では、地域全体が協力して環境保全活動を推進しています。

表1 石川県の部門別温室効果ガス排出量 ※1 ※2 ※3

(千トン-CO₂/年)

| 種類 | 部門 | 年度 | | | | | | | | | | | | | 増減率 (2001年比) |
|---------------------|--------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------|
| | | | 2001 (H13) | 2002 (H14) | 2003 (H15) | 2004 (H16) | 2005 (H17) | 2006 (H18) | 2007 (H19) | 2008 (H20) | 2009 (H21) | 2010 (H22) | 2011 (H23) | 2012 (H24) | |
| 二酸化炭素 | 削減目標対象部門 | 産業部門 | 2,277 | 2,187 | 2,355 | 2,254 | 2,151 | 2,286 | 2,958 | 2,173 | 1,433 | 1,258 | 2,253 | 1,738 | -23.7% |
| | | 民生部門(家庭) | 1,714 | 1,687 | 1,810 | 1,801 | 1,903 | 1,940 | 2,577 | 2,012 | 1,446 | 1,291 | 2,357 | 2,125 | 23.9% |
| | | 民生部門(業務) | 1,953 | 1,950 | 2,157 | 2,135 | 2,071 | 2,106 | 2,898 | 2,396 | 2,016 | 1,620 | 2,552 | 2,759 | 41.3% |
| | | 運輸部門(自動車) | 2,799 | 2,828 | 2,755 | 2,824 | 2,745 | 2,580 | 2,505 | 2,407 | 2,332 | 2,205 | 2,237 | 2,082 | -25.6% |
| | その他 | 小計 | 8,743 | 8,652 | 9,077 | 9,015 | 8,870 | 8,911 | 10,939 | 8,988 | 7,227 | 6,374 | 9,399 | 8,704 | -0.4% ^(※4) |
| | | 運輸部門(その他) | 124 | 131 | 139 | 126 | 135 | 129 | 121 | 119 | 103 | 106 | 116 | 116 | -6.3% |
| | 廃棄物部門 | 176 | 167 | 172 | 176 | 167 | 203 | 224 | 179 | 184 | 136 | 147 | 219 | 219 | 24.3% |
| | 排出量計 | 9,043 | 8,950 | 9,388 | 9,317 | 9,173 | 9,242 | 11,283 | 9,287 | 7,514 | 6,616 | 9,662 | 9,038 | 0.0% | |
| その他ガス ^{※5} | 排出量計 ^{※6} | 525 | 502 | 493 | 494 | 467 | 469 | 465 | 449 | 440 | 429 | 424 | 422 | 422 | -19.6% |
| 総排出量 | | 9,568 | 9,453 | 9,881 | 9,811 | 9,640 | 9,712 | 11,748 | 9,736 | 7,954 | 7,045 | 10,086 | 9,460 | 9,460 | -1.1% |

※1 排出量は、平成21年6月に環境省が作成した地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアルに基づき算出した。

※2 端数処理のため、各部門の数値を用いた計と「削減目標対象部門」の「小計」の数値ないし「総排出量」の数値は一致しないことがある。

※3 電気の排出原単位については、当該年度の北陸電力の原単位（2008年度以降はクレジット反映後）を用いて算出している。

※4 二酸化炭素排出量が大きく増加した主な要因：北陸電力の電気の排出原単位が大きく上がったため（2001年度:0.416、2011年度:0.546）なお、環境総合計画で目標を設定した際に用いた排出原単位 0.33（北陸電力の2010年度目標値）で算出した場合、2001年比18.0%削減となる。

※5 メタン、一酸化二窒素及びフロン類

※6 各ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した量を合計したもの

第1節 地球温暖化防止

県では、認定地域の参加を得て、いしかわ地域版環境ISOの全県的な普及を図っています。

③ いしかわ家庭版環境ISOの普及推進

＜温暖化・里山対策室＞

平成15年度に、家庭で楽しく容易に自主的な環境保全活動を展開していくための指針「いしかわ家庭版環境ISO」を策定しました。

平成16年度から、この指針に基づき、省エネ・節電、省資源、ゴミの削減について「取組宣言」し、実践する家庭を「エコファミリー」として認定しています。

平成24年度からは、従来のいしかわ家庭版環境ISOの省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」を全県的に推進し、更に、平成26年度からは保育所・幼稚園等に通う園児を対象とした「いしかわエコレンジャー認定制度」により1,111人をエコレンジャーに認定するとともに、子育て世帯への呼びかけを強化しました。これらの取組により平成26年度は4,894家庭を認定、平成26年度末の認定家庭は24,072家庭となっています。

昨年夏（7月～9月）の電気使用量については、対前年同期比で一般家庭が6.0%減少しているのに対し、省エネ・節電アクションプランの取組家庭は10.2%減少と、一般家庭に比べて4.2%高く、推計で110万kWhの節電効果があがっています。

また、平成21年度から、いしかわ家庭版環境ISOの認定家庭を対象に、エコチケットにより地球温暖化防止活動を支援するとともに、エコ住宅等の整備に対し助成するなど、家庭版環境ISOの全県的な普及を図っています。

④ エコギフトによる地球温暖化防止活動への支援

＜温暖化・里山対策室＞

いしかわ学校版・地域版環境ISOの活動内容を評価し、更なる活動支援を目的に、取組内容に応じて、環境教育教材等をエコギフトとして贈呈しています。

平成26年度は、9校、3地域へ贈呈しました。

⑤ エコチケットによる地球温暖化防止活動への支援

＜温暖化・里山対策室＞

平成21年度から、いしかわ家庭版環境ISOの裾野拡大と取組のステップアップを図るため、家庭で実施した地球温暖化防止活動の取り組みに応じて県産農産物の購入などに使用できるエコチケットを交付しています。

この事業は、企業からの協賛金を原資として実施しています。

平成24年度からは、地球温暖化防止活動の取組期間を電力需要の高まる夏の3か月間と設定し、「省エネ・節電アクションプラン」による家庭版ISO認定家庭へ500ポイントを交付するなど、制度の拡充を図りました。

⑥ いしかわクールシェアの取組推進

＜温暖化・里山対策室＞

電力需要の高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進しました。

平成26年度は、公共施設243施設、商業施設148施設の合計391施設にクールシェアスポットとしてご協力いただきました。

⑦ エコリビングの推進

＜温暖化・里山対策室＞

住宅の省エネ化については、地球温暖化対策の柱として位置づけられている重要な取組です。県では、建物の躯体や設備の省エネ化（ハード面）と住まい方の省エネ化（ソフト面）の両面にわたる省エネ化の手法・工夫について平成20年度より「いしかわ流エコリビング研究会」を立ち上げ、検討を行っています。

平成21年度には、優れた省エネ住宅の新築・改築に取り組んだ施主等を表彰するいしかわエコリビング賞を創設し、平成26年度は、新築部門7件、改修等部門4件をそれぞれ表彰しました。

また、同じく平成21年度から、住宅の省エネ化に対応できる技術者の養成を目的としたエコ住宅に関する技術者養成講習会を開催し、講習会を修了した建築士を石川県エコ住宅アドバイ

ザーに認定しています。平成26年度までの認定数は414名となっています。

⑧ いしかわ住まいの省エネパスポート制度の運用 <温暖化・里山対策室>

平成24年度から、ドイツを中心に欧米で普及している建物の省エネ評価手法を参考に、本県の気候風土に対応した新築住宅の省エネ性能を評価する制度の運用を開始し、平成26年度には、リフォーム住宅においても評価できるようにするためパスポートの改訂を行いました。

この制度は、住宅の暖冷房・給湯・照明・家電などで1年間に必要となるエネルギー量を5段階で評価するもので、評価は県が認定するエコ住宅アドバイザーが行うこととしており、平成26年度の評価件数は317件でした。



⑨ エコ住宅整備の助成

＜温暖化・里山対策室＞

住宅の省エネ化を促進するため、平成24年度からいしかわ住まいの省エネパスポート制度で最高評価を得た新築住宅及び断熱施工やLED照明など3品目以上の省エネ改修をした住宅に対して「エコ住宅整備促進補助金」を交付しています。

平成26年度の補助実績は、新築277件、改修27件となっています。

⑩ 「いしかわエコハウス」の建設

地球温暖化対策の柱となる、省エネ住宅の普及を図るため、最新の住宅省エネ技術と、伝統的な暮らしの知恵を取り入れた「いしかわエコハウス」を、平成22年4月にオープンしました。

いしかわエコハウスは、住宅・設備関連事業者の知識や技術を高め、エコ製品の普及を目的としたエコモデル住宅で、「自然エネルギーを利用し、石川で快適に暮らす家」をコンセプトとしています。

いしかわエコハウスは、一般家庭の消費エネルギー量の50%を削減し、45%相当のエネルギーを太陽光発電などで作り出すことにより、一般家庭で必要なエネルギーの95%を賄うことができる仕様としています。

高断熱、高気密の建物に加え、屋根に設置された太陽光パネルや太陽熱を利用した給湯設備、ヒートポンプ式床暖房などの最新の住宅機器も、大幅な省エネに役立っています。

こうした最新の省エネ技術だけでなく、随所に取り入れられた伝統的な暮らしの知恵も、いしかわエコハウスの省エネと快適性の向上につながっています。

アプローチに取り入れられた深い庇は、強い日差しや風雪をさえぎり、外壁に張られた木製板（ルーバー）は、直射日光による外壁の温度上昇を防ぎます。ガラス屋根の縁側に備えられた可動式の布製庇（オーニング）を活用することで、冬は陽だまりに、夏は日陰になる快適な空間を作りだします。

障子部分が開閉可能な可動式間仕切りで室内通風をコントロールでき、通風の様子はシミュレーション画像で見ることができます。

いしかわエコハウスは、モデルハウス機能に加え、県産材や地元住宅関連産業のショールームの役割も果たしており、オープン以来、約35,000人が来館されています（H27.3末）。

いしかわエコハウスの概要

建設地：金沢市鞍月2丁目1番地（工業試験場前）

建物規模：木造2階建て

延床面積約308m²

特徴：高気密・高断熱（断熱材、二重ガラス窓）施工

住宅用太陽光発電パネル（段状に設置するパネル、屋根一体型のパネル）の設置

卓越風を考慮し、自然風を多く取り入れる工夫（建物の向き、窓の位置等）など



いしかわエコハウス

⑪ レジ袋削減の推進

＜温暖化・里山対策室＞

地球温暖化防止に向けた身近な取組として、レジ袋の削減があります。

レジ袋削減の取組は、ゴミの排出抑制や資源の節約効果のほか、家庭での省エネ・省資源の行動へとつながり、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るべきとなることが期待できます。

県では、平成19年6月に、食品スーパー等の小売事業者（12社108店舗）と公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議の3者でレジ袋削減協定を締結し、さらに平成20年11月には、県レベルでは初めてコンビニエンスストア（1社76店舗）と協定を締結しました。

平成21年3月には、更なる取組の強化・拡大を図るため、ドラッグストア、クリーニング店、書店といった新たな業種から参加を得るとともに、食品スーパーを中心、削減目標をマイバッグ等持参率30%以上から80%以上へと引き上

げ、その目標を達成するために、平成21年6月からレジ袋を一斉に有料化しました。その後、平成26年度まで、マイバッグ等持参率は、レジ袋の無料配付中止事業者全体で約90%と、目標の80%を上回っており、マイバッグ持参でのお買い物というライフスタイルが定着してきました。（表2）

県では、今後も事業者等と連携し、レジ袋削減に向けた取組を行っていくこととしています。なお、レジ袋の販売による収益金については、環境保全活動に活用するため、NPOなどに寄附されています。

表2 レジ袋削減目標業種別達成状況（H26年度）

（1）目標として「マイバッグ等持参率80%以上」を掲げている事業者（レジ袋無料配布中止事業者）

| 業種 | 削減目標 | 事業者数 | | マイバッグ等持参率(%) |
|--------|---|------|------|--------------|
| | | 総数 | 目標達成 | |
| 食品スーパー | マイバッグ等持参率80%以上 （平成21年6月1日から レジ袋有料化） | 21 | 20 | 88 |
| | | 1 | 1 | 92 |
| | | 5 | 5 | 100 |
| 計 | | 27 | 26 | 88 |

（2）独自のレジ袋削減目標を掲げている事業者

| 業種 | 削減目標 | 事業者数 | |
|------------|--------------------|-------|-------|
| | | 総数 | 目標達成 |
| ドラッグストア | ・マイバッグ等持参率80%以上 | 3 | 0 |
| | ・マイバッグ持参者にポイント付与 | | |
| 百貨店 | ・レジ袋削減率(H18比)30%以上 | 2 | 0 |
| | ・JFA統一の設定数値 | | |
| コンビニエンスストア | ・レジ袋削減率(H22比)10%以上 | 4 | 2 |
| | ・マイバッグ等持参率30%以上等 | | |
| 書店 | ・マイバッグ等持参率30%以上 | 1(組合) | 1(組合) |
| 商店街 | ・消費者に使用の意思確認 | 1 | — |
| 家電量販店 | ・レジ袋削減率(H22比)10%以上 | 2 | 1 |
| | ・レジ袋削減率(H23比)10%以上 | | |
| ホームセンター | ・レジ袋削減率(H20比)10%以上 | 2 | 1 |
| | ・レジ袋削減率(H22比)10%以上 | | |
| 計 | | 15 | 5 |

⑫ 石川県地球温暖化防止推進センターの活動

＜温暖化・里山対策室＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議を石川県地球温暖化防止活動推進センターに指定しています。同会議で

第4章 地球環境の保全

は、いしかわ環境フェアの開催など地球温暖化防止の普及啓発活動を中心とした活動を行っています。また、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ研修会を開催するなど、本県の温暖化防止活動の拠点として着実に活動を広げています。

⑬ 地球温暖化防止活動推進員の委嘱

＜温暖化・里山対策室＞

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止活動を促進する活動に強い熱意と識見、行動力を持った県民を地球温暖化防止活動推進員として委嘱しており、平成27年3月末現在で153名となっています。

地球温暖化防止活動推進員の方々には、それぞれの地域において、地球温暖化の現状認識と温暖化防止につながる具体的な取組の実践に向けた働きかけや、地球温暖化防止活動に対する支援・助言をお願いしています。

⑭ エコドライブの普及促進

＜温暖化・里山対策室＞

県では、運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、いしかわ環境フェアやラジオによる広報、免許更新時のパンフレット配布やビデオ上映などを通じて、エコドライブの普及促進に努めています。

⑮ 資源とエネルギーを大切にする運動石川県

推進会議の活動 ＜温暖化・里山対策室＞

省資源・省エネルギー型ライフスタイルの定着を図っていくことは、地球温暖化防止活動の推進にとって重要なことです。

県では、県内各種団体で構成する「資源とエネルギーを大切にする運動石川県推進会議」を中心に省エネルギー活動などの啓発活動を行っています。

⑯ 公共交通の利用促進

＜都市計画課＞

ア 観光期パーク・アンド・バスライドシステム
昭和63年度から、ゴールデンウィークにおけ

る兼六園周辺の交通渋滞の緩和と観光客の円滑な輸送を目的に実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

平成26年度においては、平成26年5月4日、5日の2日間実施し、132台の利用がありました。

イ 通勤時パーク・アンド・ライドシステム

金沢市都心部の交通渋滞を緩和するため、平成8年11月から、マイカー通勤者を対象に商業施設等の駐車場を活用し、路線バス等に乗り換えてもらうシステム（「Kパーク」）を実施しており、二酸化炭素排出量の削減にもつながっています。

平成27年3月末現在、16箇所で376台分の駐車場を確保し、利用登録者数は213人となっています。

⑰ エコマイスター等の認定

＜温暖化・里山対策室＞

エコドライブ、エコクッキング、省エネ家電製品等の普及促進のために、県では平成20年度から、それぞれの分野の専門家をエコマイスター等として認定し、地域や団体、事業所等が開催する講習会等に派遣するなど、各分野での省エネ活動の更なる推進を図っています。

平成26年度末の認定者数は次のとおりです。

エコドライブマイスター：13名

エコドライブ指導アドバイザー：237名

（うち平成26年度認定13名）

エコクッキング指導アドバイザー：38名

省エネ家電製品等普及指導アドバイザー：202名

⑱ エコスタイルの推進

＜温暖化・里山対策室＞

県では、本格的な低炭素社会に向けて、我慢ではなく快適で豊かな暮らしを実現する新しいライフスタイルを提案する「エコスタイル推進等研究会」を設置し、方策を検討しています。

また、いしかわ版環境ISOに取り組む家庭、学校、地域などが連携し、地域が一体となって共通のエコライフ活動を行う地域を「モデル地区」として認定し、いしかわ版環境ISOの更な

る普及やステップアップを図っています。平成26年度末の認定地区数は14地区となっています。

(2) 事業者の取組推進

<温暖化・里山対策室>

事業所は温室効果ガスの排出が比較的多いことから、県では、事業者の取組が進むよう、さまざまな施策を講じています。

① 地球温暖化対策計画書の作成・提出制度

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」では、エネルギーの使用量が原油換算で1,500kL以上である工場等について、特にエネルギーの使用の合理化を推進する必要があるとして、エネルギー管理指定工場等に指定しています。

県では、「ふるさと環境条例」の規定により、エネルギー管理指定工場等を対象に、温室効果ガス排出量の抑制措置等を記載した地球温暖化対策計画書の作成・提出制度を設けています。

計画は3年計画であり、県では、その進捗状況を把握するため、計画書提出の翌年から、毎年、温室効果ガスの排出状況等の報告を受けています。

ア 平成26年度に提出された地球温暖化対策計画書の概要

○計画書提出事業所数 15

○平成25年度に排出した二酸化炭素の合計
127千トン

○二酸化炭素削減の削減目標

- ・基準年度：平成25年度
- ・計画年度：平成26年度～平成28年度の3年間

| 削減目標 | 事業所数 |
|------|------|
| 3%未満 | 6 |
| 3～6% | 8 |
| 6～9% | 0 |
| 9%超 | 1 |
| 計 | 15 |

イ 平成26年度に提出された温室効果ガス排出量報告書の概要

○排出量報告書提出事業所数 115

| | |
|-------------|----|
| 平成23年度計画書策定 | 13 |
| 平成24年度計画書策定 | 81 |
| 平成25年度計画書策定 | 21 |

○平成25年度に排出した二酸化炭素の合計

1,805千トン

内訳

- ・平成23年度計画書策定事業所 109千トン
(基準年度(平成22年度)比 25.5%増)
- ・平成24年度計画書策定事業所 1,537千トン
(基準年度(平成23年度)比 3.5%減)
- ・平成25年度計画書策定事業所 159千トン
(基準年度(平成24年度)比 2.3%増)

○目標達成事業所数 1

② いしかわ事業者版環境ISOの普及推進

自主的・積極的に環境保全活動に取り組む事業者の裾野拡大のため、企業向け環境マネジメントシステムの認証制度であるISO14001（国際規格）やエコアクション21（国の規格）への入門編として、省エネ活動等に取り組めるよう、平成19年12月に「いしかわ事業者版環境ISO」を策定しました。企業等はこれを活動指針として「環境行動計画」を作成し、2年後の更新時に評価し、県に報告することになっています。

また、取組が容易なオフィスだけでなく、オフィスと業務の現場との分離が困難な事業者も取り組めるよう、平成20年度には、病院、福祉施設、旅館・ホテル、小売業、IT業種、建設業の6業種、平成21年度には繊維工業を対象とした省エネ・省資源の取組事例をまとめたマニュアルを作成し、いしかわ事業者版環境ISOの普及促進に努めました。

平成26年度は新たに24事業所を登録し、同年度末現在の登録事業所数は716事業所となりました。

③ 事業所等への省エネ診断員の派遣

県では、民生業務部門における省エネルギー対策推進のため、事業所等に省エネ診断員（省エネルギー・省資源について専門知識を有する者）を派遣し、事業所等の省エネルギーへの取組を支援しています。

④ いしかわエコデザイン賞の贈賞

低炭素（地球温暖化防止）、自然共生、里山里海保全、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップなど、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた製品並びにサービスを育むことを目的に、新たに「いしかわエコデザイン賞」を創設しました。

第4回いしかわエコデザイン賞2014では、製品領域・サービス領域で15者を表彰しました。

⑤ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）

＜温暖化・里山対策室＞

環境省では、東日本大震災を契機として、避難所等における緊急時の電源確保が課題となつたことから、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電設備等の導入を支援するため、再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金事業）を実施しており、この基金事業について、県では、平成26年度に環境省からの補助金の交付を受け、平成26年度から28年度までの3ヵ年

で事業を実施することとしています。

この補助金を活用し、地域の防災拠点へ再生可能エネルギー発電設備等を導入していくにあたり、本県では、防災上の観点から、

- ・役場庁舎など災害対策活動の拠点となる施設（災害対策活動拠点施設）
- ・学校や体育館など住民が災害時に避難する施設（避難所）
- ・避難所へ住民を誘導するための避難誘導灯などへの整備を実施していくこととしています。

平成26年度は、役場庁舎3施設、避難所となる県立高校3施設への再生可能エネルギー等の導入に向けた実施設計などを実施しました。

(3) 県庁における取組

① 県庁グリーン化率先行動プラン

＜温暖化・里山対策室＞

県では、「県庁グリーン化率先行動プラン」に基づき、省資源・省エネをはじめとするさまざまな地球温暖化防止の取組を行っています。（表3）

表3 県庁グリーン化率先行動プランの実績（出先機関を含む）

| 行動項目 | 目標(平成22年度) | 基準年度 (平成15年度)実績 | 平成26年度実績 |
|-----------------------|--------------|---|--|
| ①電気使用量の削減 | 4%削減 | 73,250MWh | 62,483MWh (△ 14.7%) |
| ②冷暖房用等燃料使用量の削減 | 13%削減 | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 21,394t A重油 6,056kℓ 灯油 1,403kℓ プロパンガス 69千m ³ 都市ガス 352千m ³ | 10,347t (△ 51.6%) 2,111kℓ (△65.1%) 1,424kℓ (+ 1.5%) 33千m ³ (△52.2%) 336千m ³ (△ 4.5%) |
| ③公用車の燃料使用量の削減 | 5%削減 | エネルギー使用量 (CO ₂ 換算) 4,764t ガソリン 1,666kℓ 軽油 303kℓ | 3,862t (△ 18.9%) 1,473kℓ (△11.6%) 176kℓ (△41.9%) |
| ④水使用量の削減 | 5%削減 | 1,089千m ³ | 707千m ³ (△ 35.1%) |
| ⑤可燃ごみ排出量の削減 | 20%削減 | 1,297t | 976t (△ 25.1%) |
| ⑥用紙類の使用量の削減 | 3%削減 | 108,266千枚 | 124,483千枚 (15.0%) |
| ⑦環境にやさしい製品の使用 | 99%達成 | 97.0% | 99.3% |
| ⑧低公害車の導入 | 220台導入 | 累計 70台 | 累計 258台 |
| ⑨省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備 | 県有施設の30%導入 | 26施設 (15%) | 70施設 (41%) |
| ⑩二酸化炭素排出量の削減 | 8% (5千トン) 削減 | 60,026t | 0.63千トン削減、△10.5%削減※1 (15千トン削減、△30.5%削減)※2 |

※1 電気の排出原単位については、2013年のCO₂クレジット反映後の原単位0.628を用いている。

※2 電気の排出原単位については、環境総合計画策定時において、北陸電力が2010年目標値としていた原単位0.33を用いた場合の値。

② 県庁におけるISO14001の取組

<環境政策課、温暖化・里山対策室>

本県では、本庁舎でのISO14001を平成16年2月に認証取得し、基本理念・方針である環境方針の実現に向けて、生活環境の保全をはじめとする環境目的・環境目標の達成に取り組んできました。さらに、本庁舎でのシステムに石川県保健環境センター及び石川県工業試験場のシステムを統合して一体的な運用を図ることとし、平成17年11月30日に外部審査機関から統合したシステムの登録証が授与されました。

なお、平成17年度以降の環境目的・目標の設定にあたっては、平成17年3月に策定した「石川県環境総合計画」における行動目標及び取組事項と整合性を図っています。

県庁ISO14001で設定した平成26年度環境目的・目標は、次のとおりです。

I. 環境目的

中・長期的取組として、34項目を設定

1. 環境改善への積極的な努力 22項目
2. 県民事業者の環境保全に配慮した自主的行動の推進 3項目
3. 事業活動における環境配慮の徹底 9項目

II. 環境目標

環境目標として、111項目を設定

1. 環境改善への積極的な努力 87項目
 - (1) 生活環境の保全 29項目
 - (2) 循環型社会の形成 19項目
 - (3) 自然と人との共生 21項目
 - (4) 地球環境の保全 9項目
 - (5) 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進 9項目
2. 県民事業者の環境保全に配慮した自主的行動の推進 10項目
環境に関する知識、知恵、情報等の集積と活用 10項目
3. 事業活動における環境配慮の徹底 14項目
 1. エコオフィス活動に伴う環境負荷の低減 11項目
 2. 公共工事における環境負荷の低減 1項目

目

3. イベント開催に当たっての環境配慮の推進 2項目

なお、平成22年4月から改正「省エネ法」が施行され、県庁全体で省エネ活動に取り組むことが求められたため、平成22年度末には、すべての県出先機関において「いしかわ事業者版環境ISO」に登録し、実効ある省エネ活動を推進することとしています。

③ 「県庁エコ通勤の日」の設定

<温暖化・里山対策室>

県では、平成20年7月から、毎月第2水曜日を「県庁エコ通勤の日」として、マイカーでの通勤を自粛し、公共交通機関等を利用した通勤を呼びかけています。さらに、平成21年1月からは、本庁舎に勤務する職員だけでなく、金沢市内の比較的交通機関の利便性が良い出先機関(33ヵ所)の職員までを対象としています。

平成26年度の実施率は概ね、本庁舎が7~8割、出先機関は6~7割で推移しています。本県の二酸化炭素排出抑制について県職員が率先垂範して取り組むべく、今後も引き続き実施していきます。

(4) 新エネルギーの利用促進

① 新エネルギーの普及推進

<企画課>

新エネルギーは、環境に優しく、また、地球温暖化防止にも有効なものであり、今後、より一層の利用促進が望されます。

県では、ビジネス創造フェアいしかわやいしかわ環境フェアに出展ブースを設け、新エネルギーに関するパンフレットの配布、太陽光発電装置・風力発電装置・小型水力発電装置の展示を行うなど、新エネルギーの普及啓発を行いました。

また、本県の地域特性を生かした新エネルギーの導入を着実に推進するため、「石川県再生可能エネルギー推進計画」を策定しました。

② バイオマス資源の利用促進
ア 木質バイオマスの利用促進

＜森林管理課＞

県では、未利用木質資源の利用を促進するため、木質バイオマスエネルギーの利用を推進することとしており、農林漁業まつり等を通じた普及啓発活動の実施やエネルギー利用施設の導入に対して支援しています。

これまで、南加賀木材協同組合（小松市）による木材乾燥用の熱源としての製材端材を利用した木くず焚きボイラーの導入（H14）に支援しています。

また、平成26年からは、未利用の間伐材等を木質チップ化し、それを木質バイオマスボイラーの燃料としてエネルギー利用する（株）小松製作所とかが森林組合のモデル的な取組に対して支援を行っています。

イ 農畜産廃棄物系バイオマスの利用促進

＜農業安全課＞

県では、農畜産廃棄物系バイオマスの利用を促進するため、高品質たい肥の生産指導、たい肥供給情報の発信などを行っています。また、水田や畑でのたい肥の利用拡大を進めることで、土づくり・資源循環を基本とした持続性の高い農業生産を推進しています。

③ 土地改良施設を活用した再生可能エネルギーの導入促進

＜農業基盤課＞

県では、土地改良施設を活用した発電施設を整備することにより、県内の未利用エネルギーを最大限活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するとともに、売電収入により土地改良区の経営改善等のため農業用水を活用した小水力発電、土地改良施設用地を活用した太陽光発電施設整備（H26～）を支援しています。

(5) 森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定
① 森林の整備・管理

＜森林管理課＞

森林による二酸化炭素の吸収・固定を推進するため、スギやアテなどの針葉樹を主体とした人工林約10万ha及び広葉樹を主体とした天然林の保安林4万haを合わせた14万haの森林について、樹木の生育状況に応じた整備や管理を推進するとともに、森林の循環利用に向けた県産材の利用促進に取り組んでいます。

平成26年度は、「石川県新長期構想」（平成18～27年度の10ヵ年）に基づき、造林事業や治山事業等で年間2,253haの間伐を実施することにより、81,360m³の間伐材の生産と利用を行いました。また持続的な林業生産活動が可能となるよう、県産材の安定した供給体制づくりに向け高性能林業機械による低コスト間伐の推進や木材の加工流通施設の整備等に取り組みました。

② 森林整備活動による二酸化炭素吸収量の認証

＜温暖化・里山対策室＞

企業やボランティア団体が社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を、二酸化炭素吸収量として認証する制度を、平成20年度から開始しました。

認証する二酸化炭素吸収量は、企業等が整備活動を行った森林において、1年間に吸収されると考えられる量です。企業等は、証書を社会貢献活動の証として、広く広報活動に用いることができ、これにより企業等による森づくり活動が促進されることを期待しています。

なお、企業等の森林整備活動をサポートした企業等には、森林整備サポート活動吸収証書を交付しています。

（平成26年度の認証状況）

- ・ 19団体を認証（うち1団体には、サポート活動吸収証書も交付）
- ・ 二酸化炭素吸収量合計 64.6トン

4 今後の取組の方向

＜温暖化・里山対策室＞

本県では、これまで独自の取組として4つのいしかわ版環境ISOの普及や「省エネ・節電アクションプラン」など民生部門を中心に、県民への意識啓発を通じて実践活動を促すとともに、温室効果ガスや経費の削減効果が積み上がる取組を進めてきました。

具体的には、住宅の省エネ対策として、エコリビングマニュアルやエコ住宅改修マニュアルの普及を図るほか、省エネ性能の高い住宅の新築や、断熱施工、太陽光発電などの省エネ・創エネ設備の導入に対する助成、オフィスの省エネ対策として、いしかわ事業者版環境ISOの普及を図るほか、省エネ改修などに対する低利融資を行うなど、ソフト・ハード両面からの民生部門の取組を強化してきました。

平成24年度からは、従来のいしかわ版環境ISOにおける省エネ・節電に関する取組内容を充実強化した「省エネ・節電アクションプラン」を全県的に推進しており、加えて、平成25年度からは、電力需要の高まる夏場に、家庭のエアコンなどを消して公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけることにより、家庭の消費電力を抑制する「クールシェア」の取組を推進しています。

特に、家庭版環境ISOについては、2020年までに認定家庭を4万家庭にすることを目標に、これまでの「いしかわエコチケット事業」に加え、子育て世代への普及啓発を図る「いしかわエコレンジャー認定制度」や申請手続きが容易になる「いしかわエコライフ応援サイト」の開設などにより、更なる裾野の拡大を図ることとしています。

また、住宅の省エネ化を積極的に推進するために、「いしかわエコハウス」のさらなる利活用を図るとともに、これまで新築住宅を対象としていた省エネルギー性能評価を表示する「いしかわ住まいの省エネパスポート制度」については、リフォーム住宅についても評価できるよう制度を拡充したところであります。

企業に向けた取組としては、事業者版環境

ISOの普及や、石川発の環境保全に役立つ優れたエコ製品・サービスを表彰する、いしかわエコデザイン賞に加え、これらの製品・サービスの普及に向け、環境面での特長を消費者にPRしていく手法を学ぶ「いしかわエコもの発信塾」を開催するなど、企業の環境面での発信力の向上を支援することとしています。

さらに、これまで取り組んできた「石川の森整備活動CO₂吸収量認証事業」に加え、二酸化炭素の吸収源としての森林を保全する活動を社会全体で支えるしくみを創設し、活動の拡大を図ることとしています。

地球温暖化対策は、全世界的な課題であると同時に、県民一人ひとりの日々の暮らしと密接に関連している身近な課題でもあり、県民生活のあらゆる場面において、温室効果ガスの排出抑制を更に進めていくことが必要です。

県としても、民生部門を中心に、地域における具体的で実効性のある二酸化炭素削減の取組を更に深化させていきたいと考えています。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

＜環境政策課＞

1 酸性雨対策（再掲）

(1) 日本における酸性雨

酸性雨の原因となる硫黄酸化物や窒素酸化物は、気象条件によっては国境を越えた広範囲にわたり影響を及ぼすことがあります。

環境省では、昭和58年度から酸性雨の実態調査や土壤や森林への影響調査を実施するとともに東アジア酸性雨モニタリングネットワークによる国際的な酸性雨対策に取り組んでいます。

なお、これまでの調査では、わが国では、酸性雨による生態系への明確な影響は認められていませんが、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されていることから、大陸に由來した汚染物質の流入が示唆されています。

(2) 県の取組

本県では、昭和58年度から酸性雨調査を実施するほか、環境省と協力して県内の土壤や植生、陸水への影響について調査しています。

また、酸性雨のような国境を越えた問題は、それぞれの国同士のほか、地域同士の相互理解と協力が必要であり、中国人技術研修生の受入や技術指導などの国際協力を進めています。

2 黄砂対策（再掲）

近年、黄砂の発生頻度が増加し、社会的な注目を集めるとともに、日本における影響が懸念されています。

黄砂自体は、自然現象であることから、従来は、さほど問題視されていませんでしたが、有害な大気汚染物質が黄砂に付着して飛来するおそれがあり、その実態を解明する必要があります。

これまでの県の調査でも、本県に飛来する途中に燃焼などによって排出される大気汚染物質を吸着していることが示唆されており、継続的な調査を実施する必要があります。

3 フロン対策

(1) オゾン層の破壊と地球温暖化

フロンの一種であるCFCは、化学的な安定性や安価で人体への毒性が小さいなど多くの利点があり、冷蔵庫やエアコンの冷媒、建材用断熱材の発泡剤、スプレーの噴射剤、半導体等の洗浄液など、幅広い用途に用いられてきました。

しかし、CFCは、大気中に放出されると成層圏に到達し、オゾン層を破壊します。オゾン層が破壊されると、地上に到達する有害な紫外線(UV-B)が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害の発生や、植物やプランクトンの成育の阻害等を引き起こすことが懸念されています。

このため、CFCは世界的に生産が規制され、平成21年末までに全廃されました。また、CFCの代替物質であるHCFCも、CFCほどではないもののオゾン層を破壊するため、平成8年から生産規制が進められており、現在はオゾン層を破壊しないHFCの出荷が増えています。

しかし、このHFCは高い温室効果をもつため、ノンフロン製品や地球温暖化係数の低いフロン製品への転換、使用時漏えい防止など、HFCの製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策が必要な状況にあります。

表4 モントリオール議定書に基づく先進国に対する規制スケジュール

| 種類 | 規制開始 | 全廃 |
|----------------|------------|-------------|
| CFC(特定フロン※) | 1989(平成元)年 | 1996(平成8)年 |
| CFC(特定フロン以外) | 1993(平成5)年 | 1996(平成8)年 |
| ハロン | 1992(平成4)年 | 1994(平成6)年 |
| 四塩化炭素 | 1995(平成7)年 | 1996(平成8)年 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1993(平成5)年 | 1996(平成8)年 |
| HBFC | — | 1996(平成8)年 |
| HCFC | 1996(平成8)年 | 2020(平成32)年 |
| 臭化メチル | 1995(平成7)年 | 2005(平成17)年 |

※特定フロンとは、モントリオール議定書附属書AグループIに定められたCFC5種を指す。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

(2) オゾン層破壊物質の排出の抑制

日本は、オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みである「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」に加入し、昭和63年に「オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）」が制定され、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などが規定されました。

(3) フロン類の排出抑制の促進

オゾン層を破壊するフロン類の生産や輸出入の規制が開始されましたが、過去に生産された冷蔵庫、カーエアコン等の冷凍空調機器の中には、充填されたCFC、HCFCが相当量残されています。

また、オゾン層破壊物質の代替物質として使用が増加しているHFCは、強力な温室効果ガスであり、京都議定書の削減対象物質となっています。なお、オゾン層破壊物質であるCFC、HCFCも強力な温室効果ガスです。

オゾン層の保護、地球温暖化の防止のために、冷蔵庫やエアコン等の冷凍空調機器に充填されているフロン類（CFC、HCFC、HFC）が

大気中に放出しないよう注意して製品を取り扱うとともに、機器の整備を定期的に行うことでの漏えいを防止し、また、新しい製品を購入する際はフロン類を使用していない製品を選ぶよう注意が必要です。

このような中で、HFCの排出量が今後増大する見込みであること、従来のフロン回収破壊法によるフロン類の回収率が低迷していること、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも相当程度多いことが判明したこと、国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされたため平成25年6月に、フロン回収破壊法が改正され、名称も「フロン排出抑制法」に改められ、平成27年4月1日から施行されました。（図3）

フロン類を使用した機器を廃棄する場合にはフロン類を確実に回収することが必要です。業務用冷凍空調機器は「フロン排出抑制法」、家庭用の電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機及びルームエアコンは「家電リサイクル法」、カーエアコンは「自動車リサイクル法」に基づき、これらの機器の廃棄時にフロン類の回収が義務付

フロン類のライフサイクル全体

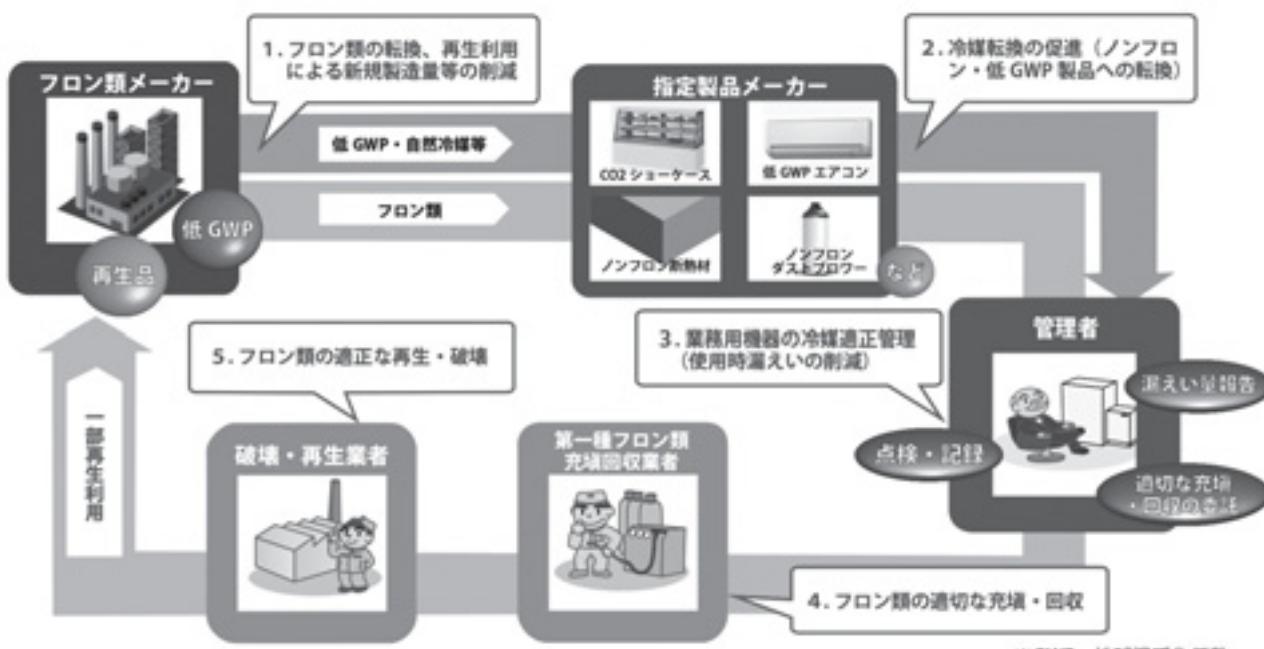


図3 フロン類のライフサイクル全体（出典：環境省フロン排出抑制法パンフレット）

けられています。回収されたフロン類は、再利用される分を除き、破壊されることとなっています。

① 業務用冷凍空調機器

改正されたフロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者には、第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えい等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが義務化され、一定量以上のフロン類を漏えいさせた管理者について、算定漏えい量等を国に報告し、国ではその算定漏えい量等を公表することになりました。

また、第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を業として行おうとする者についても、知事の登録を受けることとし、第一種フロン類回収業者の名称も「第一種フロン類充填回収業者」に変更され、第一種特定製品の管理者及び整備者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充

填する必要があるときは、第一種フロン類充填回収業者に委託すること等が新たに義務付けされました。

本県では、知事の登録を受けたフロン類充填回収業者への立入調査、「建設リサイクル法」に基づく建築物の解体工事現場への立入調査を実施し、フロン類排出抑制の一層の徹底を図っています。

フロン排出抑制法に基づく、平成26年度におけるフロン類充填回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果は、表5のとおりです。

② 家庭用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫

〈廃棄物対策課〉

平成13年4月から「家電リサイクル法」が施行されています。使用済の家庭用エアコン・冷蔵庫は、家電販売店等から県内4箇所の指定引取場所を経由して、製造業者が設置するリサイクル施設に運搬され、そこでフロン類の回収が行われています。

また、平成16年4月からは、家庭用冷凍庫が「家電リサイクル法」の対象に加わっており、

表5 フロン排出抑制法に基づくフロン類充填回収業者からのフロン回収量報告の集計結果

| | 区分 | CFC | HCFC | HFC | 合計 |
|------|-----------------------------------|-----|--------|--------|--------|
| 整備時 | 回収した第一種特定製品数 (台) | 7 | 637 | 2,053 | 2,697 |
| | 回収量 (kg) | 0 | 8,850 | 6,717 | 15,567 |
| | 平成26年度当初の保管量 (kg) | 13 | 456 | 726 | 1,195 |
| | 破壊業者に引き渡した量 (kg) | 2 | 3,789 | 5,773 | 9,565 |
| | 再利用した量 (kg) | 0 | 5,173 | 750 | 5,923 |
| | フロン回収破壊法施行規則第7条に規定する者に引き渡した量 (kg) | 0 | 91 | 122 | 212 |
| | 平成26年度末の保管量 (kg) | 11 | 254 | 798 | 1,062 |
| 廃棄時等 | 回収した第一種特定製品数 (台) | 439 | 4,720 | 4,054 | 9,213 |
| | 回収量 (kg) | 801 | 17,315 | 4,752 | 22,868 |
| | 平成26年度当初の保管量 (kg) | 501 | 1,228 | 209 | 1,938 |
| | 破壊業者に引き渡した量 (kg) | 792 | 15,323 | 4,582 | 20,696 |
| | 再利用した量 (kg) | 3 | 1,369 | 94 | 1,466 |
| | フロン回収破壊法施行規則第7条に規定する者に引き渡した量 (kg) | 0 | 56 | 11 | 67 |
| | 平成26年度末の保管量 (kg) | 507 | 1,796 | 275 | 2,578 |
| 合計 | 回収した第一種特定製品数 (台) | 446 | 5,357 | 6,107 | 11,910 |
| | 回収量 (kg) | 802 | 26,165 | 11,469 | 38,435 |
| | 平成26年度当初の保管量 (kg) | 514 | 1,684 | 935 | 3,133 |
| | 破壊業者に引き渡した量 (kg) | 794 | 19,112 | 10,355 | 30,261 |
| | 再利用した量 (kg) | 3 | 6,542 | 844 | 7,389 |
| | フロン回収破壊法施行規則第7条に規定する者に引き渡した量 (kg) | 0 | 147 | 133 | 279 |
| | 平成26年度末の保管量 (kg) | 518 | 2,049 | 1,072 | 3,640 |

注 小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合があります。

第2節 地球環境の保全に向けた国際環境協力の推進

同様にフロン類の回収が行われています。

(3) カーエアコン <廃棄物対策課>

カーエアコンに含まれるフロン類は、平成16年12月までは、「フロン回収破壊法」に基づいて回収されていましたが、平成17年1月1日以降に引取業者に引き取られた車両については、「自動車リサイクル法」に基づき、フロン類回収業者がフロン類を回収しています。自動車の所有者は、原則として新車を購入した時にフロン類回収破壊費用を含むリサイクル料金を支払うとともに、使用済自動車については、県知事または金沢市長の登録を受けた引取業者に引き渡す必要があります。

平成25年度の「自動車リサイクル法」に基づくフロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果は表6のとおりです。

表6 自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者からのフロン類回収量報告の集計結果（平成25年度分）

| 区分 | CFC | HFC | 計 |
|----------------------|--------|--------|--------|
| フロン類回収業者へ引き渡された台数(台) | 40,086 | | |
| 回収した量(kg) | 117 | 9,498 | 9,615 |
| 平成24年度末に保管していた量(kg) | 372 | 2,149 | 2,521 |
| 自動車製造事業者等への引渡量(kg) | 104 | 10,533 | 10,637 |
| 再使用した量(kg) | 0 | 4 | 4 |
| 平成25年度末に保管していた量(kg) | 385 | 1,110 | 1,495 |

※金沢市分を含む。端数処理の関係から、計と内訳の計は一致しない事がある。

4 国際環境協力

(1) JICA草の根技術協力事業 <環境政策課>

経済発展に伴い土壌汚染が問題化しあげている中国江蘇省から、本県に対して技術支援の要請がありました。

このため、JICA北陸支部と連携して平成25年度から「江蘇省土壌汚染対策技術支援事業」を行っています。平成26年度には江蘇省環境監測センター及び泰州市環境監測センターステーションの職員2名を研修員として受け入れ、土壌汚染対策の技術指導を行うとともに、石川県からも専門家2名を江蘇省へ派遣し技術指導等

を行いました。

- ・研修員受入 江蘇省環境保護庁・泰州市の職員2名を38日間（10月28日～12月4日）受け入れ、県庁、保健環境センター等で技術研修を実施



(2) 日中韓環境協力トライアングル事業

<環境政策課>

本県では、中国江蘇省、韓国全羅北道の三者による「日中韓環境協力トライアングル事業」を実施しており、各国に共通する環境課題をテーマに環境保全技術検討会を開催しています。この検討会では、それぞれの取組を紹介し、環境保全分野における協力関係の強化を図っています。

平成26年度は、韓国全羅北道の二者により、10月29日～11月1日の日程で韓国全羅北道で開催し、地方自治体における生物多様性の保全の取組について意見交換を行うとともに、関連施設を視察しました。